

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年3月30日
【会社名】	サンワテクノス株式会社
【英訳名】	SUN-WA TECHNOS CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田中 裕之
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋三丁目1番1号
【電話番号】	(03) 5202 - 4011 (代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 山岸 明
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区京橋三丁目1番1号
【電話番号】	(03) 5202 - 4011 (代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 山岸 明
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	一般募集 3,287,988,000円 オーバーアロットメントによる売出し 520,002,450円 (注) 1 募集金額は、会社法上の払込金額（以下、本有価証券届出書において「発行価額」という。）の総額であり、平成30年3月23日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。 ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。 2 売出金額は、売出価額の総額であり、平成30年3月23日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。
【安定操作に関する事項】	1 今回の募集及び売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。 2 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,900,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株

- (注) 1 平成30年3月30日(金)開催の取締役会決議によります。
- 2 上記発行数は、平成30年3月30日(金)開催の取締役会において決議された公募による新株式発行に係る募集株式数1,321,000株及び公募による自己株式の処分に係る募集株式数579,000株の合計であります。本有価証券届出書の対象とした募集(以下、「一般募集」という。)のうち自己株式の処分に係る募集は、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘であります。
- 3 一般募集に伴い、その需要状況等を勘案し、285,000株を上限として大和証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式の売出し(以下、「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。  
オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
- 4 一般募集とは別に、平成30年3月30日(金)開催の取締役会において、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載の大和証券株式会社を割当先とする当社普通株式285,000株の第三者割当増資(以下、「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。
- 5 一般募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 ロックアップについて」をご参照下さい。
- 6 振替機関の名称及び住所  
株式会社証券保管振替機構  
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

#### 2【株式募集の方法及び条件】

平成30年4月9日(月)から平成30年4月12日(木)までの間のいずれかの日(以下、「発行価格等決定日」という。)に決定される発行価額にて後記「3 株式の引受け」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

##### (1)【募集の方法】

区分		発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当		-	-	-
その他の者に対する割当		-	-	-
一般募集	新株式発行	1,321,000株	2,286,016,920	1,144,000,000
	自己株式の処分	579,000株	1,001,971,080	-
計(総発行株式)		1,900,000株	3,287,988,000	1,144,000,000

- (注) 1 全株式を金融商品取引業者の買取引受けにより募集します。
- 2 発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額であります。
- 3 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果百万円未満の金額が生じたときは、その金額を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。なお、一般募集における自己株式の処分に係る払込金額の総額は資本組入れされません。
- 4 発行価額の総額及び資本組入額の総額は、平成30年3月23日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

## （２）【募集の条件】

発行価格（円）	発行価額（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
未定 （注）1、2 （発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件とします。）	未定 （注）1、2	未定 （注）1	100株	自 平成30年4月13日（金） 至 平成30年4月16日（月） （注）3	1株につき発行価格と同一の金額	平成30年4月19日（木） （注）3

（注）1 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件による需要状況等を勘案した上で、平成30年4月9日（月）から平成30年4月12日（木）までの間のいずれかの日（発行価格等決定日）に、一般募集における価額（発行価格）を決定し、併せて発行価額（当社が引受人より受取る1株当たりの払込金額）及び資本組入額を決定します。なお、資本組入額は、前記「（1）募集の方法」に記載の資本組入額の総額を一般募集における新株式発行に係る発行数で除した金額とし、小数点第3位以下を四捨五入し、小数点第2位にて記載します。

今後、発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格及び引受人の手取金をいう。以下同じ。）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（一般募集における新株式発行に係る発行価額の総額、一般募集における自己株式の処分に係る発行価額の総額、発行価額の総額の合計額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <http://www.sunwa.co.jp/ir/news/>）（以下、「新聞等」という。）において公表します。発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2 前記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3 申込期間及び払込期日については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。なお、上記申込期間及び払込期日については、需要状況等を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況等の把握期間は、最長で平成30年4月6日（金）から平成30年4月12日（木）までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成30年4月9日（月）から平成30年4月12日（木）までを予定しております。

したがって、

発行価格等決定日が平成30年4月9日（月）の場合、申込期間は「自 平成30年4月10日（火） 至 平成30年4月11日（水）」、払込期日は「平成30年4月16日（月）」

発行価格等決定日が平成30年4月10日（火）の場合、申込期間は「自 平成30年4月11日（水） 至 平成30年4月12日（木）」、払込期日は「平成30年4月17日（火）」

発行価格等決定日が平成30年4月11日（水）の場合、申込期間は「自 平成30年4月12日（木） 至 平成30年4月13日（金）」、払込期日は「平成30年4月18日（水）」

発行価格等決定日が平成30年4月12日（木）の場合は上記申込期間及び払込期日のとおり、となりますのでご注意ください。

4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとし、

5 申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に新株式払込金及び自己株式の処分に対する払込金にそれぞれ振替充当します。

6 申込証拠金には、利息をつけません。

7 株式の受渡期日は、払込期日の翌営業日であります。

したがいまして、

発行価格等決定日が平成30年4月9日(月)の場合、受渡期日は「平成30年4月17日(火)」

発行価格等決定日が平成30年4月10日(火)の場合、受渡期日は「平成30年4月18日(水)」

発行価格等決定日が平成30年4月11日(水)の場合、受渡期日は「平成30年4月19日(木)」

発行価格等決定日が平成30年4月12日(木)の場合、受渡期日は「平成30年4月20日(金)」

となりますのでご注意ください。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

### (3) 【申込取扱場所】

後記「3 株式の引受け」に記載の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の本店及び国内各支店で申込みの取扱いをいたします。

### (4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 銀座支店(注)1	東京都中央区銀座四丁目6番1号
株式会社りそな銀行 東京中央支店	東京都中央区日本橋三丁目6番2号

(注) 1 株式会社三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日付で株式会社三菱UFJ銀行へ社名変更する予定です。

2 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

## 3 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	1,140,000株	1 買取引受けによります。 2 引受人は新株式払込金及び自己株式の処分に対する払込金として、払込期日に払込取扱場所へ発行価額と同額をそれぞれ払込むことといたします。 3 引受手数料は支払われません。ただし、一般募集における価額(発行価格)と発行価額との差額は引受人の手取金となります。
丸三証券株式会社	東京都千代田区麹町三丁目3番6	475,000株	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	285,000株	
計	-	1,900,000株	-

## 4 【新規発行による手取金の使途】

### (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
3,287,988,000	23,000,000	3,264,988,000

(注) 1 払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は、一般募集における新株式発行及び自己株式の処分に係る、それぞれの合計額であります。

2 引受手数料は支払われないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。

3 払込金額の総額(発行価額の総額の合計額)は、平成30年3月23日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

（２）【手取金の使途】

上記差引手取概算額3,264,988,000円については、一般募集と同日付をもって取締役会で決議された本件第三者割当増資の手取概算額上限489,198,200円と合わせた手取概算額合計上限3,754,186,200円について、平成31年3月末までに、業容拡大に伴い、仕入が増加したことによる買掛金の支払として金融機関から調達した短期借入金1,100,000,000円及び長期借入金1,200,000,000円の返済資金に充当いたします。

また、当社は現在、平成29年3月期から平成31年3月期までを対象とする第9次中期経営計画（Challenge1500）を策定し、「電機・電子・機械のコアビジネスをさらに強化する（主要取引先との関係強化、代理店事業の拡大）」ことを重点施策の1つとして掲げ、事業規模の拡大を目指しております。当該重点施策の取り組みとして、取引の拡大や販売先への安定供給に対応するため、商品（電機品及び電子部品）の仕入を増加します。このため残額については、平成31年3月末までに、その商品の買掛金の支払に充当いたします。

なお、実際の充当期までは、当社預金口座にて適切に管理いたします。

第2【売出要項】

1【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数	売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	285,000株	520,002,450	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 大和証券株式会社

（注）1 オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集に伴い、その需要状況等を勘案し、285,000株を上限として大和証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式の売出しであります。上記オーバーアロットメントによる売出しの売出数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

今後、売出数が決定された場合は、発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格及び引受人の手取金）及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（一般募集における新株式発行に係る発行価額の総額、一般募集における自己株式の処分に係る発行価額の総額、発行価額の総額の合計額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額）について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <http://www.sunwa.co.jp/ir/news/>）（新聞等）において公表します。発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2 振替機関の名称及び住所  
 株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3 売出価額の総額は、平成30年3月23日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

2【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

売出価格（円）	申込期間	申込単位	申込証拠金（円）	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 （注）1	自 平成30年4月13日（金） 至 平成30年4月16日（月） （注）1	100株	1株につき 売出価格と 同一の金額	大和証券株式会社及びその委託 販売先金融商品 取引業者の本店 及び国内各支店	-	-

（注）1 売出価格及び申込期間については、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件（2）募集の条件」において決定される発行価格及び申込期間とそれぞれ同一といたします。

2 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

3 申込証拠金には、利息をつけません。

- 4 株式の受渡期日については、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件」における株式の受渡期日と同一といたします。  
株式は、受渡期日から売買を行うことができます。  
社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

### 1 オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集に伴い、その需要状況等を勘案し、285,000株を上限として大和証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式(以下、「貸借株式」という。)の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は平成30年3月30日(金)開催の取締役会において、大和証券株式会社を割当先とする当社普通株式285,000株の第三者割当増資(本件第三者割当増資)を平成30年5月16日(水)を払込期日として行うことを決議しております。また、同取締役会において、本件第三者割当増資について、会社法上の払込金額は、一般募集における発行価額と同一の金額とすること、会社法上の増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果百万円未満の金額が生じたときは、その金額を切り上げること(注)1)、及び会社法上の増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。

大和証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間(以下、「申込期間」という。)中、当社普通株式について安定操作取引を行う場合があります、当該安定操作取引で買付けた株式の全部又は一部を貸借株式の返還に充当する場合があります。

また、大和証券株式会社は、申込期間終了日の翌日から平成30年5月11日(金)までの間(以下、「シンジケートカバー取引期間」という。((注)2))、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は全て貸借株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、大和証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しを行った株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数から上記の安定操作取引及びシンジケートカバー取引に係る貸借株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、本件第三者割当増資に係る割当てに応じる予定であります。

したがって、本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、大和証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借受けは行われません。したがって、この場合には、大和証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

(注)1 ただし、資本金等増加限度額が百万円未満の場合は、増加する資本金の額は資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。

#### 2 シンジケートカバー取引期間は、

発行価格等決定日が平成30年4月9日(月)の場合、「平成30年4月12日(木)から平成30年5月11日(金)までの間」

発行価格等決定日が平成30年4月10日(火)の場合、「平成30年4月13日(金)から平成30年5月11日(金)までの間」

発行価格等決定日が平成30年4月11日(水)の場合、「平成30年4月14日(土)から平成30年5月11日(金)までの間」

発行価格等決定日が平成30年4月12日(木)の場合、「平成30年4月17日(火)から平成30年5月11日(金)までの間」

となります。

## 2 ロックアップについて

一般募集に関連して、当社は、大和証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下、「ロックアップ期間」という。）中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の発行等（ただし、一般募集、本件第三者割当増資及び株式分割に係る新株式発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記の場合において、大和証券株式会社は、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

## 第4【その他の記載事項】

特に新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書に記載しようとしている事項は次のとおりであります。

・表紙に当社のロゴ  を記載いたします。

・表紙裏に以下の内容を記載いたします。

### 1. 募集又は売出しの公表後における空売りについて

(1) 金融商品取引法施行令（以下、「金商法施行令」という。）第26条の6の規定により、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」（以下、「取引等規制府令」という。）第15条の5に定める期間（有価証券の募集又は売出しについて、有価証券届出書が公衆の縦覧に供された日の翌日から、発行価格又は売出価格を決定したことによる当該有価証券届出書の訂正届出書が公衆の縦覧に供された時までの間（ 1 ））において、当該有価証券と同一の銘柄につき取引所金融商品市場又は金商法施行令第26条の2の2第7項に規定する私設取引システムにおける空売り（ 2 ）又はその委託若しくは委託の取次ぎの申込みを行った投資家は、当該募集又は売出しに応じて取得した有価証券により当該空売りに係る有価証券の借入れ（ 3 ）の決済を行うことはできません。

(2) 金融商品取引業者等は、(1)に規定する投資家が行った空売り（ 2 ）に係る有価証券の借入れ（ 3 ）の決済を行うために当該募集又は売出しに応じる場合には、当該募集又は売出しの取扱いにより有価証券を取得させることができません。

1 取引等規制府令第15条の5に定める期間は、平成30年3月31日（土）から、発行価格及び売出価格を決定したことによる有価証券届出書の訂正届出書が平成30年4月9日（月）から平成30年4月12日（木）までの間のいずれかの日に提出され、公衆の縦覧に供された時までの間となります。

2 取引等規制府令第15条の7各号に掲げる、次の取引を除きます。

・先物取引

・国債証券、地方債証券、社債券（新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。）、投資法人債券等の空売り

・取引所金融商品市場における立会外売買による空売り

3 取引等規制府令第15条の6に定めるもの（売戻条件付売買又はこれに類似する取引による買付け）を含みます。

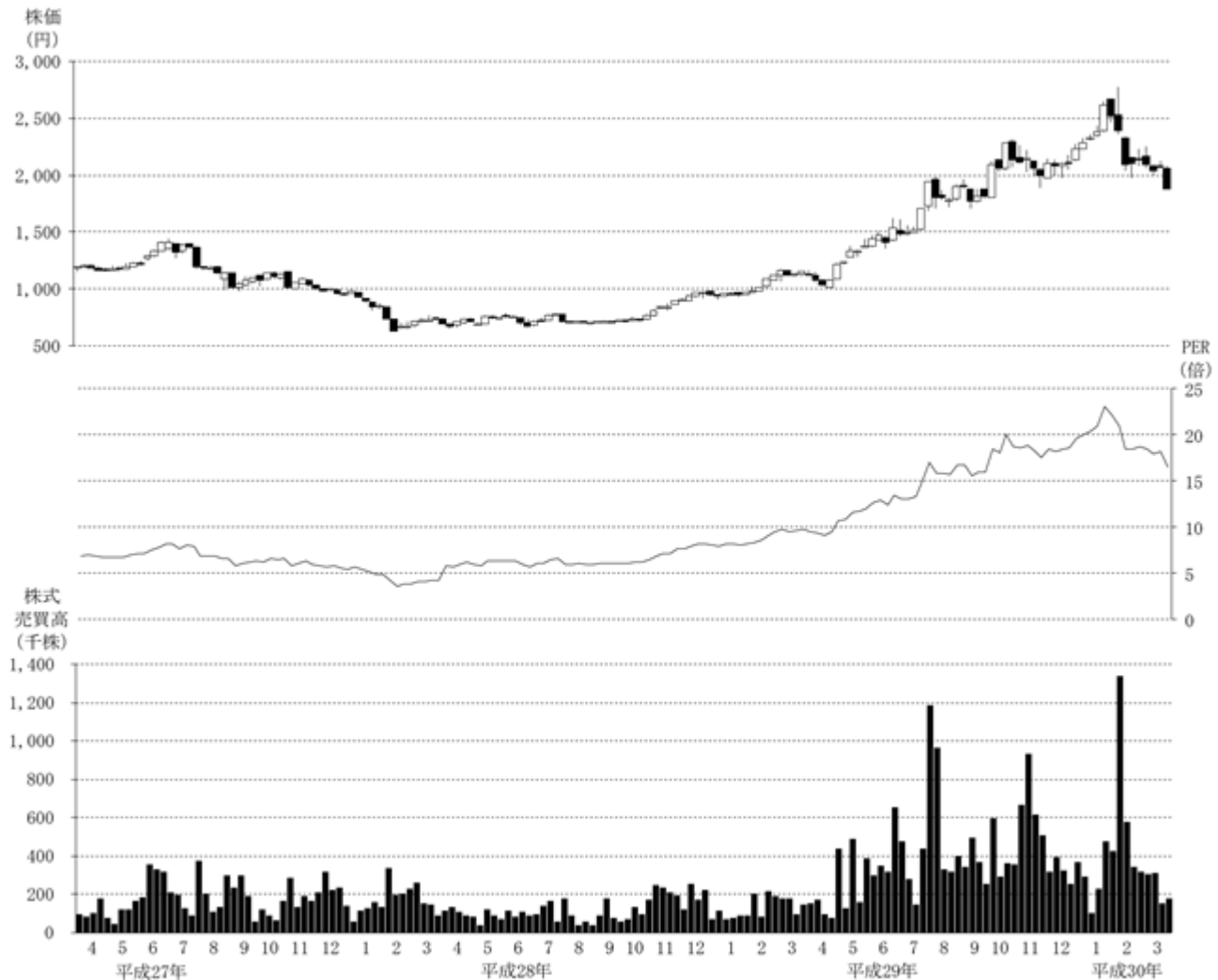
2. 今後、発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格及び引受人の手取金をいう。以下同じ。）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（一般募集における新株式発行に係る発行価額の総額、一般募集における自己株式の処分に係る発行価額の総額、発行価額の総額の合計額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <http://www.sunwa.co.jp/ir/news/>）（以下、「新聞等」という。）において公表します。発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

・第一部 証券情報の直前に以下の内容を記載いたします。

〔株価情報等〕

1 【株価、P E R 及び株式売買高の推移】

平成27年3月30日から平成30年3月23日までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価、P E R 及び株式売買高の推移（週単位）は以下のとおりであります。



- (注) 1 ・株価のグラフ中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しています。  
 ・始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しています。  
 ・終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しています。
- 2 P E R の算出は、以下の算式によります。

$$\text{P E R (倍)} = \frac{\text{週末の終値}}{\text{1株当たり当期純利益(連結)}}$$

平成27年3月30日から平成28年3月31日については、平成27年3月期有価証券報告書の平成27年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成28年4月1日から平成29年3月31日については、平成28年3月期有価証券報告書の平成28年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成29年4月1日から平成30年3月23日については、平成29年3月期有価証券報告書の平成29年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。



## 2【大量保有報告書等の提出状況】

平成29年9月30日から平成30年3月23日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出状況は、以下のとおりであります。

提出者(大量保有者)の 氏名又は名称	報告義務発生日	提出日	区分	保有株券等の 総数(株)	株券等保有割 合(%)
大和証券投資信託委託株式会社	平成29年11月15日	平成29年11月21日	大量保有報 告書 (注)1	758,200	5.25
大和証券株式会社				38,000	0.26
大和証券投資信託委託株式会社		平成29年11月21日	訂正報告書 (注)1、2		
大和証券株式会社					

- (注)1 大和証券投資信託委託株式会社及び大和証券株式会社は共同保有者であります。
- 2 当該訂正報告書は、平成29年11月21日付で提出(報告義務発生日平成29年11月15日)された大量保有報告書の記載内容の訂正のために提出されたものであります。
- 3 上記大量保有報告書等は関東財務局に、また大量保有報告書等の写しは当社普通株式が上場されている株式会社東京証券取引所に備置され、一般の縦覧に供されております。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

## 第三部【参照情報】

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第69期（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日） 平成29年6月28日関東財務局長に提出

#### 2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第70期第1四半期（自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日） 平成29年8月10日関東財務局長に提出

#### 3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第70期第2四半期（自 平成29年7月1日 至 平成29年9月30日） 平成29年11月13日関東財務局長に提出

#### 4【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第70期第3四半期（自 平成29年10月1日 至 平成29年12月31日） 平成30年2月13日関東財務局長に提出

#### 5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成30年3月30日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成29年6月30日に関東財務局長に提出

### 第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下、「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成30年3月30日）までの間において変更及び追加がありました。以下の内容は、当該「事業等のリスク」を一括して記載したものであり、当該変更及び追加箇所については\_\_\_\_\_ 罫で示しております。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は、以下の「事業等のリスク」に記載された事項を除き、本有価証券届出書提出日（平成30年3月30日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。なお、当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

#### [事業等のリスク]

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成30年3月30日）現在において当社グループが判断したものであります。

##### 1. 経営成績の変動について

当社グループは、半導体及び液晶製造装置等に使用されるサーボモータ、リニアモータなどのメカトロ製品を販売する電機部門、自動車関連・デジタル家電・パソコン・携帯情報端末等の分野に使用される電子部品を販売する電子部門、半導体関連製造設備・液晶検査装置・クリーンロボット及び産業用ロボットを販売する機械部門から成る商社であります。その需要先は主に産業用エレクトロニクス・メカトロニクス業界であるため、当社グループの業績は、この業界の需要動向、並びに設備投資動向に影響を受けます。

平成26年3月期は、低迷していた中国市場に回復の兆しが見えてきました。また、スマートフォン向けの需要や新エネルギー関連需要の高まりなどもあり、電子部品関連業界、産業機械業界の受注環境は改善傾向で推移しております。電機部門では、有機EL生産設備の需要減少により前年同期に比べ真空ロボットの販売が減少しましたが、新エネルギー関連の需要は引き続き増加傾向で推移し、太陽光発電システム向けの制御機器等の販売が大幅に増加しました。電子部門では、携帯電話基地局のインフラ設備向けの電子部品の販売が前年同期に比べ減少しましたが、工作機

械業界向け、自動車関連機器向け及びPOSシステムや自動販売機向けなどの電子部品の販売が増加しました。機械部門では、自動車業界向けなど一部設備投資の動きが高まってきたこともありロボットを始め一部設備機器の販売は増加しましたが、全体的に設備投資は弱い動きで推移しました。

平成27年3月期は、スマートフォン向け及び自動車関連業界向けの需要が堅調を維持しており、また、設備投資が持ち直していることを背景に、半導体関連業界、産業機械業界の需要は増加傾向で推移しております。電機部門では、中国市場向けの需要が好調に推移し、産業機械業界向けのサーボモータの販売は増加しましたが、半導体製造装置向けのサーボモータの販売及び太陽光発電システム向けの制御機器の販売は減少しました。電子部門では、産業機械業界向けのFA（ファクトリーオートメーション）機器用の電子部品の販売、自動車関連業界向けの車載機器用電子部品等の販売及びアミューズメント向けの電子機器の販売が増加しました。機械部門では、液晶搬送設備向けの設備機器の販売が増加し、設備向けの産業用ロボットも一部増加しました。

平成28年3月期は、自動車業界向けの需要が堅調を維持しているものの、スマートフォン向けの需要が伸び悩んでおります。また、中国経済減速の影響を受けて、半導体関連業界、産業機械業界は厳しい受注環境が続いております。電機部門では、半導体製造装置向けの電機品の販売が増加しましたが、産業機械業界向けのサーボモータの販売及び太陽光発電システム向けの制御機器の販売は減少しました。電子部門では、自動車関連業界向け及び産業機械業界向けの電子部品の販売が増加しましたが、アミューズメント向けの電子部品の販売は減少しました。機械部門では、住宅設備業界向けの実装機の販売、自動車業界向けの生産設備の販売が増加しましたが、液晶搬送設備向けの設備機器の販売は減少しました。

平成29年3月期は、自動車関連事業の好調が続いております。また、中国市場におけるスマートフォン向けの需要が堅調に推移しており、半導体関連業界、産業機械業界は明るい兆しが見えてきております。電機部門では、FPD（フラットパネルディスプレイ）関連業界向け、半導体関連業界向け及び産業機械業界向けの電機品の販売は増加しましたが、太陽光発電システム向けの制御機器の販売が減少しました。電子部門では、自動車関連業界向け及び産業機械業界向けの電子部品の販売、FPD関連業界向けのFA機器用電子部品の販売が増加しました。機械部門では、産業機械業界向けの生産設備の販売及びFPD関連業界向けの設備機器の販売は増加しましたが、住宅設備業界向けの設備機器の販売が減少しました。

平成30年3月期第3四半期累計期間は、スマートフォン向け及び自動車向け製造設備の需要が堅調を維持しております。また、半導体関連業界、産業機械業界は、自動車や半導体製造装置向けに堅調な需要が続いております。電機部門では、FPD関連業界向け及び産業機械業界向けの電機品の販売が増加しました。電子部門では、自動車関連業界及び産業機械業界向けの電子部品の販売が増加しました。機械部門では、搬送設備の販売、生産設備の販売及び産業用ロボットの販売が増加しましたが、FPD関連業界向け及び産業機械業界向けの生産設備の販売は減少しました。

最近5期期間及び平成30年3月期第3四半期累計期間の連結ベースによる部門別売上高、営業利益、経常利益及び親会社株主に帰属する当期（四半期）純利益の推移は、以下のとおりであります。

（単位 百万円）

	25年3月期			26年3月期			27年3月期			28年3月期			29年3月期			30年3月期 第3四半期 累計期間	
	金額	金額	前期比	金額	前期比	金額	前期比	金額	前期比	金額	前期比	金額	前期比	金額	前期比	金額	前年同期比
売上高	88,264	101,378	114.9	111,276	109.8	105,748	95.0	116,611	110.3	104,052	135.5						
電機部門	22,222	24,759	111.4	22,660	91.5	19,069	84.2	20,736	108.7	19,248	140.6						
電子部門	58,628	69,643	118.8	80,473	115.6	77,593	96.4	85,819	110.6	78,930	138.3						
機械部門	7,412	6,975	94.1	8,141	116.7	9,084	111.6	10,055	110.7	5,873	96.9						
営業利益	2,269	3,211	141.5	3,471	108.1	2,444	70.4	3,014	123.3	2,687	175.6						
経常利益	2,519	3,438	136.5	3,761	109.4	2,645	70.3	3,215	121.6	2,976	161.5						
親会社株主に 帰属する当期 (四半期)純 利益	1,520	2,168	142.6	2,466	113.8	1,690	68.5	1,584	93.7	2,084	165.6						

## 2. 特定の取引先について

当社グループの仕入先は多岐にわたっておりますが、主要な仕入先である株式会社安川電機からの連結ベースによる仕入高割合は、平成27年3月期において7.6%、平成28年3月期において8.4%、平成29年3月期において8.8%、平成30年3月期第3四半期累計期間において7.9%となっております。したがって、株式会社安川電機の経営方針及び販売政策に変更等があった場合には、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

（単位 百万円）

	仕入品目	27年3月期		28年3月期		29年3月期		30年3月期 第3四半期 累計期間	
		金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合
(株)安川電機	制御機器、各種モータ、サーボ機器、各種ロボット	7,485	7.6	7,721	8.4	9,083	8.8	7,648	7.9

### 3．訴訟に対する対応について

当社グループは、事業を遂行する上で各種法令を遵守し、また全社員がコンプライアンスに対する理解度を深め、実践していくため、コンプライアンス委員会を設け内部管理体制の強化を図るとともに、専門分野に精通した弁護士や監査法人のアドバイスを適時受けることで、一層の充実化を図っております。しかしながら、近年、訴訟に対する意識が変化し、世の中の趨勢として訴訟事件も増加してゆく傾向にあると思われ、事業を遂行する上で訴訟を提起されるリスクが考えられます。当社グループが訴訟を提起された場合、また訴訟の結果によっては、当社グループの業績及び財政状況に影響を及ぼす可能性があります。

### 4．海外への事業展開について

当社グループは、国内における事業展開に加えて、国内企業の海外展開等に伴い海外における事業も展開しております。また、今後においても海外への事業展開の強化を図る方針であります。そのため関係する諸外国の予期しない政治・経済・社会の変動や法律・税制の改正、テロ等による治安の悪化、自然災害等の事象や為替レートの大幅な変動等が生じた場合には、当社グループの業績及び財政状況に影響を及ぼす可能性があります。

## 第3【参照書類を縦覧に供している場所】

サンワテクノ株式会社 本店  
（東京都中央区京橋三丁目1番1号）  
株式会社東京証券取引所  
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第五部【特別情報】

該当事項はありません。